第五十五条第一項中「（公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体をいう。以下この条において同じ。）」及び「高齢者向け優良賃貸住宅その他の」を削り、「同法」を「公営住宅法」に改め、同条第三項中「第五十五条第一項」を「第五十一条第一項」に、「第五十五条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条第四項を削り、同条を第五十一条とする。

第五十六条中「借地借家法」の下に「（平成三年法律第九十号）」を加え、第五章中同条を第五十二条とする。

第五十七条第一項第四号中「（加齢対応構造等であるものを含む。）」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項の規定による」を「前条の」に、「第三十条第一項の規定による認定」を「第五条第一項の登録」に、「第五号」を「第四号」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十八条中「、前条第一項の規定による」を「、第五十二条の」に、「第五十六条」を「同条」に改め、第一号を削り、同条第二号ロ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を削り、同条第四号ただし書中「一年以内」を「借地借家法第三十八条第一項の規定による建物賃貸借をいい、一年以内」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであること。

第五十八条第七号中「終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して」を「前号の前払金を」に、「前払家賃」を「前払金」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第四号」を「第二号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「第六十九条」を「第六十五条」に改め、同号を同条第八号とし、同条を第五十四条とする。

第五十九条中「前条」を「第五十二条」に改め、同条を第五十五条とする。

第六十条第一項中「第五十六条」を「第五十二条」に改め、同条を第五十六条とする。

第六十一条中「第五十六条」を「第五十二条」に、「第五十八条第四号及び第五号」を「第五十四条第二号及び第三号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第五十七条とする。

第六十二条第一項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「第五十八条第二号」を「第五十四条第一号」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条を第五十八条とする。

第六十三条中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第三号中「第七十二条」を「第六十八条」に改め、同条を第五十九条とする。

第六十四条を第六十条とする。

第六十五条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十六条第一項ただし書中「第六十一条」を「第五十七条」に改め、同条を第六十二条とする。

第六十七条を第六十三条とし、第六十八条から第七十一条までを四条ずつ繰り上げる。

第七十二条中「第五十八条各号」を「第五十四条各号」に改め、同条を第六十八条とする。

第七十三条第一項第一号中「第七十一条第二項」を「第六十七条第二項」に改め、同条第二項中「第五十九条」を「第五十五条」に改め、同条を第六十九条とする。

第七十四条を第七十条とする。

第七十五条中「第七十一条第三項」を「第六十七条第三項」に改め、同条を第七十一条とし、第五章中同条の次に次の一条を加える。

（賃貸住宅への円滑な入居のための援助）

第七十二条　都道府県知事は、認可事業者が破産手続開始の決定を受けたときその他終身建物賃貸借の賃借人（賃借人であった者を含む。）の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該賃借人に対し、他の適当な賃貸住宅に円滑に入居するために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第七十六条の見出しを削り、同条第一項中「第三条の二第三項」を「第四条第三項」に、「同項第二号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、「地方住宅供給公社法」の下に「（昭和四十年法律第百二十四号）」を加え、同条第二項中「第七十六条第一項」を「第七十三条第一項」に改め、第六章中同条を第七十三条とする。

第七十七条及び第七章を削る。

第八章中第八十九条を第七十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

（情報の提供等）

第七十四条　国及び地方公共団体は、高齢者の心身の状況、世帯構成等を勘案して、高齢者のための住宅の整備を促進するよう努めるとともに、高齢者が適当な住宅に円滑に入居することができるようにするために必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（協議）

第七十五条　国土交通大臣及び厚生労働大臣は、第七条第一項第六号ホ及びヘ並びに第八号、第十五条から第十七条まで並びに第二十条の国土交通省令・厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　国土交通大臣は、第五十四条第六号の国土交通省令を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第九十条中「第三条の二、第二章及び第五十五条第二項」を「第四条並びに第二十一条第二項及び第五十一条第二項」に改め、同条を第七十七条とし、第八章中同条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第七十八条　第二十一条第二項及び第五十一条第二項において準用する公営住宅法第四十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八章を第七章とする。

第九十一条第一号中「第二十一条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二号中「第二十七条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、第九章中同条を第七十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第八十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　不正の手段によって第五条第一項の登録を受けた者

二　第九条第一項、第十一条第三項又は第十二条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第十四条又は第三十四条第二項の規定に違反した者

四　第二十四条第一項又は第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第二十四条第一項又は第三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六　第二十四条第一項又は第三十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

七　第三十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

八　第三十七条第一項の規定による許可を受けないで登録事務の全部を廃止した者

第八十一条　第六十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十二条及び第九十三条を削る。

第九十四条を第八十二条とし、第九十五条を削る。

第九章を第八章とする。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第二条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅（以下「高齢者向け優良賃貸住宅」を「第五条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）に係る同条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録サービス付き高齢者向け住宅」に改める。